相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県焼津市田尻三四五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　西尾　正博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十九日

事務所静岡県静岡市葵区水落町六番八号
静岡綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐々木大資

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中区大須二丁目五〇一番地、最後の住所愛知県春日井市気噴町北二丁目二六番地高蔵寺プリンスハイツ一〇三号
被相続人　亡　魚住　良定

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十九日

名古屋市中区丸の内一丁目一七番二号第一四ＫＴビル五階高橋正藏法律事務所
相続財産管理人　弁護士　森澤　史郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市南区唐橋花園町二〇番地、最後の住所京都府京都市南区唐橋井園町四二番地一　被相続人　亡　松本三千代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十九日

京都市下京区烏丸通七条下ル東塩小路町七三五番地一　京阪京都ビル四階
相続財産管理人　弁護士　山本　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市左京区岡崎南御所町四〇番地、最後の住所京都市北区紫野上門前町二一番地
被相続人　亡　稲田　利子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十九日

京都市下京区烏丸通七条下ル東塩小路町七三五番地一　京阪京都ビル四階
相続財産管理人　弁護士　加藤　誠実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東住吉区杭全八丁目二一四番地、最後の住所大阪市生野区勝山北三丁目一一番一七号　被相続人　亡　瀬戸上マリ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十九日

大阪市中央区北浜二丁目一番五号平和不動産北浜ビル四階
相続財産管理人　弁護士　白井啓太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加古川市西神吉町岸四六六番地、最後の住所兵庫県高砂市曽根町八〇九番地の一六　被相続人　亡　髙谷　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十九日

兵庫県姫路市大黒壱丁町五〇番地
相続財産管理人　弁護士　石塚　順平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県瀬戸内市邑久町下笠加三五八番地、最後の住所岡山県瀬戸内市邑久町下笠加一五八番地　被相続人　亡　吉田　榮城

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十九日

事務所岡山市北区天神町六番四八号　しろした法律事務所
相続財産管理人　弁護士　土居　幸徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市中区関三七五番地七、最後の住所岡山市中区関三七五番地七　被相続人　亡　西本　和正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十九日

事務所岡山市北区表町一丁目三番一号　表町一号ビル三階
相続財産管理人　弁護士　藥師寺隆史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市神辺町字東中条甲九三番地一、最後の住所広島県福山市手城町一丁目二番一八号　被相続人　亡　髙尾　昌夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十九日

事務所広島県福山市三吉町四丁目一番一―二〇二号みつば法律事務所
相続財産管理人　弁護士　神原　多恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県安芸郡熊野町城之堀三丁目八〇八六番地、最後の住所広島県安芸郡熊野町城之堀三丁目一五番二一号　被相続人　亡　佐々木義章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十九日

広島市西区井口一丁目三番五四号かなやまビル一階
相続財産管理人　司法書士　品川　瑞

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市阿賀中央八丁目四五〇〇番地三、最後の住所広島県呉市海岸一丁目一二番一二号　被相続人　亡　板﨑　義美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十九日

事務所広島県呉市中央三丁目九番一号
相続財産管理人　司法書士　木戸　正博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市阿弥陀寺町八番地七、最後の住所山口県下関市阿弥陀寺町七番二五―八〇三号グランドパレスアクアリゾート下関
被相続人　亡　平田　茂次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十九日

山口県下関市宝町一番六―三〇六号
相続財産管理人　植田　薫雄

第７期決算公告

平成30年1月29日
東京都中央区日本橋室町四丁目３番18号東京建物室町ビル３階
カシダス株式会社
代表取締役社長　中本　憲一

貸借対照表の要旨　（平成29年10月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	567,860	流動負債	366,691
		（うち賞与引当金）	(12,499)
固定資産	52,741	固定負債	22,824
		（うち退職給付引当金）	(12,074)
		株主資本	231,085
		資本金	20,000
		資本剰余金	30,754
		その他資本剰余金	30,754
		利益剰余金	180,331
		その他利益剰余金	180,331
		（うち当期純利益）	(36,641)
資産合計	620,602	負債・純資産合計	620,602